

組合員倒産に伴う処理について

Q. 組合員に倒産という事態が発生した場合の組合の対応方法について教えてください。

A. 倒産という言葉自体は法律用語ではなく、一般的に次の事由が発生した時点で判断しています。

(1) 企業が不渡手形（不渡小切手）を出して金融機関によって取引停止処分を受けた場合

(2) 破産、再生手続開始、更正手続開始、整理開始、特別清算開始の申立がされた場合

さて、組合員が倒産したからといって、組合員の資格が喪失し、当然に法定脱退になるというわけではありません。前述のように倒産にはいろいろなケースがあり、場合によっては事業を縮小したりして再建を目指すことがあるからです。

要は、倒産によって資格要件を欠くに至ったかどうかをよく調査することが必要です。持分の払戻については、一般の脱退と同様に、事業年度末をもって算定し総会で承認の後、払戻をすることになります。また当該組合員が組合に対し債務を完済していない場合は、持分払戻停止、相殺も可能です。

組合員が倒産した場合、債権者からその組合員の持分についての仮差押えをしてくる場合もありますが、持分は組合員固有の財産権であるので、差押えそのものを拒否することはできません。組合としては組合員の持分と組合員に対する債権とを相殺することができますので、組合員の持分を第三者に差押えられる前に相殺の意思表示をして対抗することが必要です。

相殺の方法は、普通内容証明郵便、特に配達証明付でするのが一番よいと思われます。相殺の意思表示をする時、特に注意が必要なのは、相手が行方不明となっている場合です。受取人不在で戻ってきたのではいくら内容証明郵便といっても相殺効力が生じません。このようなときは、簡易裁判所に申立てをして公示送達しておく必要があります。